

報道関係者各位

平成30年12月20日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494

山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

平成30年第50週(12月10日~12月16日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数：2.32人¹

流行期入りの目安となる1.00を上回ったことから、山梨県はインフルエンザの流行期²に入ったと考えられます。

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

なお、全国の情報には金曜日に厚生労働省から公表予定です。

- 1 定点数41医療機関の合計報告数95人 95人÷41医療機関 2.32人
- 2 定点1医療機関あたりの報告数が1.00を超えた時 流行期入りの目安
定点1医療機関あたりの報告数が10.00以上の時 注意報レベル
定点1医療機関あたりの報告数が30.00以上の時 警報レベル

【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
49週(12/3~12/9)	21	0.51
48週(11/26~12/2)	7	0.17
47週(11/19~11/25)	5	0.12
46週(11/12~11/18)	10	0.24
45週(11/5~11/11)	7	0.17

参考：昨シーズン(平成29年9月~平成30年8月)の流行期入りは平成29年第48週(11/27~12/3)です。

インフルエンザの予防対策

インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。